

吸收分割に係る事前開示書面

(分割会社 会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)
(承継会社 会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 15 日

TOHOシネマズ株式会社
東宝株式会社

2026年1月15日

吸收分割に係る事前開示書面

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
TOHOシネマズ株式会社
代表取締役社長 池田隆之

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
代表取締役社長 松岡宏泰

TOHOシネマズ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び東宝株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、それぞれ2026年1月14日開催の取締役会において、2026年3月3日を効力発生日として、分割会社が運営する映画館の会員カード「シネマイレージカード」に係る事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本分割」といいます。）を行うことを決議し、吸收分割契約を締結いたしました。

本分割に関して、分割会社が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により、承継会社が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本書面記載事項のうち写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

第1 分割会社における開示事項

1 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1をご参照ください。

2 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

分割会社は、承継会社の100%子会社であり、分割対価の交付はありません。

3 分割会社が吸收分割の効力発生日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当を行うことを決めた場合において、そのための株主総会決議が行われているときはその決議事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当する事項はありません。

- 4 分割会社の新株予約権者に対して交付する承継会社の新株予約権の内容等の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当する事項はありません。

- 5 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

承継会社は、有価証券報告書提出会社であり、計算書類等については、金融庁「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の閲覧サイトのほか、次の承継会社のホームページよりご覧いただけます。

<<https://www.toho.co.jp/company/ir/disclosure>>

- 6 承継会社について最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当する事項はありません。

- 7 承継会社について最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当する事項はありません。

- 8 分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当する事項はありません。

- 9 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

本分割以後も、分割会社及び承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みで

あり、また、分割会社及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、分割会社及び承継会社の債務については、本分割以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

10 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記1乃至9に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号）

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

第2 承継会社における開示事項

1 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照下さい。

2 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

分割会社は、承継会社の100%子会社であり、分割対価の交付はありません。

3 分割会社が吸収分割の効力発生日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当を行うことを決めた場合において、そのための株主総会決議が行われているときはその決議事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当する事項はありません。

4 分割会社の新株予約権者に対して交付する承継会社の新株予約権の内容等の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当する事項はありません。

5 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2をご参照下さい。

6 分割会社について最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号）

口)

該当する事項はありません。

7 分割会社について最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

該当する事項はありません。

8 承継会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

該当する事項はありません。

9 吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本分割以後も承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みであり、また、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、承継会社の債務については、本分割以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

10 吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記1乃至9に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第192条第8号）

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

(別紙1)

吸收分割契約書

吸 収 分 割 契 約 書

TOHOシネマズ株式会社（以下「甲」という）と東宝株式会社（以下「乙」という）は、甲が運営する映画館の会員カード「シネマイレージカード」にかかる事業（以下「本事業」という）に関する権利義務を乙に承継させることについて、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」といい、本契約に基づく吸収分割を「本分割」という）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本分割によって、本事業に関して有する権利または義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（当事者の商号および住所）

第2条 本契約の当事者の商号および住所は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 甲 吸収分割会社 | TOHOシネマズ株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 |
| (2) 乙 吸収分割承継会社 | 東宝株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 |

（承継する権利義務等）

第3条 乙は、以下の各号に定めるとおり、本分割の効力発生日において本事業に関して有する資産、債務その他一切の権利義務を承継する。

- | | |
|--------------|--------------------------------------------|
| (1) 資産 | 本事業に関する流動資産および固定資産の全部 |
| (2) 債務 | 本事業に関する流動負債および固定負債の全部 |
| (3) その他の権利義務 | 本事業に関して甲が取引先との間で締結している全ての契約上の地位
および権利義務 |
- 2 前項に定める甲の債務または義務の承継は、免責的債務引受けの方法によって行う。

（対価）

第4条 乙は、甲に対して、甲から承継する資産等に代わる金銭等を交付しない。

(効力発生日)

第5条 本分割は、2026年3月3日に効力を生ずる。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

(略式分割および簡易分割)

第6条 本分割は、乙が甲の発行済株式の100パーセントを保有することから、会社法第784条第1項にもとづいて、甲の株主総会の承認を要しない略式分割として実施する。

2 本分割は、甲に対して株式その他の財産の交付をしない無対価分割であることから、会社法第796条第2項にもとづいて、乙の株主総会の承認を要しない簡易分割として実施する。

(会社財産の管理)

第7条 甲は、本契約の締結日から本分割の効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって業務を行い、資産および負債を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に乙の同意を得なければならない。

(協議)

第8条 甲および乙は、本契約に定めのない事項および本契約の条項の解釈適用に関して疑義を生じた事項については、法令および慣習に則り誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

以上のとおり合意したことを証するため本書1通を作成し、甲乙において記名押印のうえ原本を乙が保有し、甲にその写しを交付する。

2026年1月14日

甲 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
TOHOシネマズ株式会社
代表取締役社長 池田 隆之

乙 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
代表取締役社長 松岡 宏泰

(別紙2)

TOHOシネマズ株式会社
2025年2月期 計算書類等の内容

第 29 期 報告書
(自 2024 年 3 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)

事業報告
事業報告の附属明細書
計算書類
計算書類の附属明細書
監査報告書

TOHOシネマズ株式会社

第 29 期 事業報告

(自 2024 年 3 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、インフレの落ち着きにより底堅い成長を維持しており、先行きも米国経済が堅調な内需により高めの成長を維持する見通しですが、トランプ政権が掲げる「米国第一主義」の政策、特に米国が発動した相互関税による貿易紛争が拡大し、世界経済が混乱に陥る可能性が高まっています。またウクライナやイスラエルといった地政学リスクも今なお収まっておりません。我が国の経済においては、2025 年の春闘でも前年並みの高い賃上げ率が続き実質賃金は前年比プラスで推移し、内需を中心に底堅い成長が続いている個人消費は緩やかに持ち直す見通しですが、ドル高・円安が続いている日本国内でコストパッケージ型のインフレが高まる可能性もあり、食費や光熱費などの生活コストの上昇による、映画鑑賞など遊興費への影響など、不確実性を伴う要素が数多く存在しています。

2024 年の日本映画興行市況ですが、映連発表によるとスクリーン数は前年比 22 スクリーン増の全国 3,675 スクリーン。ライブビューイングを除く動員数は 1 億 4,444 万人、興行収入は 2,069 億円となり、それぞれ前年比で動員 93%、興収 94%となりました。当期は 2023 年の米国脚本家協会・俳優協会のダブルストライキの影響による洋画メジャーのテントポール作品の公開延期で、期首より洋画不振を見込まれておりましたが、それをカバーする形で邦画がアニメ・実写ともに好調に推移しました。

第 1 四半期は前期から続映の大ヒット作「劇場版ハイキュー！！」に加えて、「ドラえもん のび太の地球シンフォニー」、興収 158 億円で 2024 年ナンバー 1 ヒットとなった「名探偵コナン 100 万ドルの五稜星 (みちしるべ)」といった定番アニメ作品に加えて、実写では「変な家」の大ヒットに、「ゴジラー 1. 0」の米国アカデミー賞受賞凱旋興行が加わり非常に順風な春休み・GW 興行となりました。

第 2 四半期も邦画が牽引して「キングダム 大将軍の帰還」「クレヨンしんちゃん」「僕のヒーローアカデミア」「アンパンマン」がそれぞれシリーズ最高興収となり、洋画では「怪盗グルーのミニオン超変身」「インサイドヘッド 2」が牽引、夏休み後半には「ラストマイル」の予想を上回る大ヒットにより、上期は期首予算を大きく上回る形で終えることができました。

下期に入り、第 3 四半期は予算通りの厳しい推移となったものの「ENDLESS SHOCK 千穂楽」などのライブビューイングや「Mr. GREEN APPLE」の ODS コンテンツが健闘。

第 4 四半期は、洋画の「モアナと伝説の海 2」に加えて、邦画は「はたらく細胞」「グランメゾン・パリ」「GUNDAM ジークアクス」「366 日」「ファーストキス」が予算を大きく上回るヒットとなり、下期も修正予算を上回る好成績で着地しました。

これらの結果、当社においては、興行収入は 530 億 41 百万円 (前期比 91.2%)。これにコンセッション、ストア、シネアド等の付帯収入に、提携館、カード事業、企画営業、本社収入を加えた営業収入は、741 億 82 百万円 (前期比 93.9%) となりました。営業利益は、95 億 73 百万円 (前期比 86.6%) となり、営業外損益を加減算した経常利益は、96 億 60 百万円 (前期比 87.1%) となりました。なお、特別損益には、特別損失として福岡、はません、シャンテの減損損失 11 億 39 百万円を計上しております。その結果、法人税等の税金費用を計上し差し引いた当期純利益は、58 億 69 百万円 (前期比 76.6%) となりました。

当社運営劇場は前期より増減はなく、2025 年 2 月 28 日現在、75 劇場 705 スクリーン (共同経営 5 劇場 56 スクリーン含む) となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施いたしました設備投資は36億69百万円で、その主なものは次のとおりです。

デジタル映写機更新工事（機械及び装置）
空調機更新工事（建物）
劇場照明LED化工事（建物）
本社オフィス宝塚ビル移転工事（建物）
モバイル・セルフオーダーシステム（ソフトウェア）

(3) 対処すべき課題

興行市況はコロナ禍の大きな落ち込みから順調に回復してきましたが、当期は洋画不振の影響により前期割れとなりコロナ前の水準までには届いておりません。マーケットを牽引している邦画アニメに加えて今期は邦画実写も好調を維持しており、邦画に軸足を置く傾向は続いております。当社が強みを発揮する都市部サイトでは洋画のニーズも高く、また劇場の高付加価値戦略の一環として、今期以降に追加投資を行うIMAXをはじめとするプレミアム・ラージ・フォーマットとの親和性も高いことから収益性向上に直結する「洋画の復活」に向けて一層注力してまいります。

経営課題としては、運営面ではセルフ・モバイルオーダー機の導入や、従前より進めているモバイルチケット、自動釣銭機、開場自動アナウンス、自動サイネージシステム導入を進め、コンセッションの販売効率の改善とオペレーションスタッフの省人化を進めると同時に、顧客の利便性を高め、売上向上と当社のブランディング向上にも繋げたいと考えております。

また収益力向上を目指した利益率の高い付帯収入への注力として、コンセッションへの新メニュー「ICEE」導入など好調なコンセ需要のさらなる開拓、新規コラボレーションとしてクレディセゾンなどとのパートナーシップ契約の拡大と継続、営業力強化を加味したシネアドなど自社媒体の収益活性化による広告収入の増加、ストアでは直近のトレンドを加味し、アニメやライブビューイングを中心にお商品を確保し過去最高の客単価を見込んでおります。

コスト面では厳しい経営環境は継続しており、運搬費や建設費の増、「最低賃金引き上げ」によるアルバイト人件費増、雇用確保を目的とした賃上げによる社員人件費増、光熱費や仕入れコストの上昇も継続する見込みであることから、料金価格への適正な転嫁を検討しなければならない状況ですが、同時に競合店やマーケット状況に応じた対応も必要であり、専門の調査会社に依頼して市場分析を進めております。一方、コストコントロールには引き続き取り組んでおり、更衣時間削減を主な目的とした新制服導入や、レーザー映写機への切り替えと照明のLED化推進による光熱費の削減といった、販管費の低減を含めた取り組みを継続してまいります。

プロジェクト面では、来期より始まる東宝グループ共通会員制度に向けて、既存のシネマイレージ会員への説明やスマースな会員移行を目指すプロジェクトを組成して丁寧に進めてまいります。また、新店「大井町」「名古屋栄」の開業を翌年に控え準備も本格化しますが、早期からプロジェクトチームを立ち上げて万全の体制を整えてまいります。

最後に、企業価値、従業員のモチベーション、ロイヤリティの向上に繋がる取り組みとして、社会問題化しているカスタマーハラスメント対策に取り組んでおり、2024年12月には当社のカスハラ対応方針を対外発表、劇場向けの対応マニュアルを作成し対応を進めております。サステナビリティ活動では、国連WFPレッドカップキャンペーン、国連UNHCR協会「難民映画祭」協賛、「こども食堂」支援のポケモン上映会、子ども向け「アクティブ・ラーニング」への取組み「TOHOCINEMAS BOAT」など興行会社ならではの社会貢献活動を継続実施しており、持続可能な形で取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 26 期 (2022年2月期)	第 27 期 (2023年2月期)	第 28 期 (2024年2月期)	第 29 期 (2025年2月期)
売上高	千円 57,666,853	千円 71,323,414	千円 78,969,901	千円 74,182,683
営業利益又は営業損失 (△)	千円 2,365,406	千円 7,644,544	千円 11,053,242	千円 9,573,126
経常利益又は経常損失 (△)	千円 2,402,008	千円 7,777,238	千円 11,088,459	千円 9,660,226
当期純利益又は当期純損失 (△)	千円 2,878,030	千円 5,327,486	千円 7,661,715	千円 5,869,572
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	円 53,230	円 98,534	円 141,707	円 108,561
総資産	千円 77,381,866	千円 85,521,525	千円 92,927,156	千円 93,784,977
純資産	千円 61,971,410	千円 64,699,985	千円 70,225,317	千円 72,829,332
1株当たり純資産	円 1,146,196	円 1,196,663	円 1,298,857	円 1,347,020

(5) 重要な親会社の状況

当社の親会社は東宝株式会社で、同社は、当社の議決権を 100%直接保有しております。

(6) 主要な事業内容

(1)	映画館の経営
(2)	映画興行、イベント等の企画、実施、運営、管理及びチケット販売
(3)	映画関連商品その他の物品の企画、製作及び販売
(4)	軽飲食物の販売
(5)	レストラン、喫茶店の経営
(6)	広告代理店業務
(7)	通信販売用ウェブサイトの運営及びインターネットを利用した通信販売
(8)	インターネットを利用した情報等の配信に関する企画、製作、販売及び管理
(9)	著作権その他の知的財産権の取得及び利用
(10)	上記各号に付帯する一切の業務

(7) 主要な営業所

- ① 本社 東京都千代田区
 ② 映画館

		劇場名	スクリーン数	座席数	所在地
北海道・東北・関東エリア	1	TOHOシネマズ 日比谷	13	2,710	東京都千代田区
	2	TOHOシネマズ シャンテ	3	618	東京都千代田区
	3	TOHOシネマズ 渋谷	6	1,224	東京都渋谷区
	4	TOHOシネマズ 六本木ヒルズ	9	1,837	東京都港区
	5	TOHOシネマズ 日本橋	9	1,770	東京都中央区
	6	TOHOシネマズ 新宿	12	2,347	東京都新宿区
	7	TOHOシネマズ 上野	8	1,391	東京都台東区
	8	TOHOシネマズ 池袋	10	1,735	東京都豊島区
	9	TOHOシネマズ 西新井	10	1,795	東京都足立区
	10	TOHOシネマズ 南大沢	9	1,948	東京都八王子市
	11	TOHOシネマズ 府中	9	2,102	東京都府中市
	12	TOHOシネマズ 立川立飛	9	1,605	東京都立川市
	13	TOHOシネマズ すすきの	10	1,732	北海道札幌市
	14	TOHOシネマズ おいらせ下田	7	1,446	青森県おいらせ市
	15	TOHOシネマズ 秋田	8	1,681	秋田県秋田市
	16	TOHOシネマズ 仙台	9	1,653	宮城県仙台市
	17	TOHOシネマズ 宇都宮	10	1,811	栃木県宇都宮市
	18	TOHOシネマズ ひたちなか	10	1,733	茨城県ひたちなか市
	19	TOHOシネマズ 水戸内原	8	1,596	茨城県水戸市
	20	TOHOシネマズ ららぽーと富士見	9	1,572	埼玉県富士見市
	21	TOHOシネマズ ららぽーと船橋	10	1,881	千葉県船橋市
	22	TOHOシネマズ 市川コルトンプラザ	9	2,150	千葉県市川市
	23	TOHOシネマズ 八千代緑が丘	10	1,927	千葉県八千代市
	24	TOHOシネマズ 流山おおたかの森	11	1,866	千葉県流山市
	25	TOHOシネマズ 市原	10	1,598	千葉県市原市
	26	TOHOシネマズ 柏	9	1,551	千葉県柏市
	27	TOHOシネマズ 海老名	10	2,220	神奈川県海老名市
	28	TOHOシネマズ 小田原	9	1,800	神奈川県小田原市
	29	TOHOシネマズ 川崎	9	1,859	神奈川県川崎市
	30	TOHOシネマズ ららぽーと横浜	13	2,465	神奈川県横浜市
	31	TOHOシネマズ 上大岡	9	1,704	神奈川県横浜市
	32	TOHOシネマズ 上田	8	1,034	長野県上田市
	33	TOHOシネマズ 甲府	9	1,750	山梨県甲府市
	34	TOHOシネマズ 浜松	9	1,928	静岡県浜松市
	35	TOHOシネマズ サンストリート浜北	9	1,959	静岡県浜松市
	36	TOHOシネマズ ららぽーと磐田	10	1,663	静岡県磐田市
		計	332	63,661	

(うち非シネコン 3スクリーン)

劇場名			スクリーン数	座席数	所在地
中部・関西エリア	37	TOHOシネマズ 津島	10	1,782	愛知県津島市
	38	TOHOシネマズ 東浦	9	1,801	愛知県東浦町
	39	TOHOシネマズ 木曽川	10	1,828	愛知県一宮市
	40	TOHOシネマズ 赤池	10	1,774	愛知県日進市
	41	TOHOシネマズ 岐阜	10	2,116	岐阜県岐阜市
	42	TOHOシネマズ モレラ岐阜	12	2,504	岐阜県本巣市
	43	TOHOシネマズ フアボーレ富山	10	1,724	富山県富山市
	44	TOHOシネマズ 高岡	8	1,753	富山県高岡市
	45	TOHOシネマズ 梅田 本館・別館	10	2,650	大阪府大阪市
	46	TOHOシネマズ なんば 本館・別館	12	2,220	大阪府大阪市
	47	TOHOシネマズ 泉北	9	2,335	大阪府堺市
	48	TOHOシネマズ 凤	10	1,950	大阪府堺市
	49	TOHOシネマズ くずはモール	10	1,974	大阪府枚方市
	50	TOHOシネマズ セブンパーク天美	10	1,639	大阪府松原市
	51	TOHOシネマズ ららぽーと門真	9	1,430	大阪府門真市
	52	TOHOシネマズ 二条	11	1,796	京都府京都市
	53	TOHOシネマズ 伊丹	8	1,869	兵庫県伊丹市
	54	TOHOシネマズ 檜原	9	1,630	奈良県橿原市
計			177	34,775	

劇場名			スクリーン数	座席数	所在地
中国・四国・九州エリア	55	TOHOシネマズ 岡南	10	1,629	岡山県岡山市
	56	TOHOシネマズ 緑井	8	1,379	広島県広島市
	57	TOHOシネマズ 新居浜	7	1,159	愛媛県新居浜市
	58	TOHOシネマズ 高知	9	1,597	高知県高知市
	59	TOHOシネマズ 天神 ソラリア館	3	438	福岡県福岡市
	60	TOHOシネマズ ららぽーと福岡	9	1,319	福岡県福岡市
	61	TOHOシネマズ 直方	9	1,612	福岡県直方市
	62	TOHOシネマズ 福津	10	1,909	福岡県福津市
	63	TOHOシネマズ 長崎	9	1,936	長崎県長崎市
	64	TOHOシネマズ 大分わさだ	11	1,974	大分県大分市
	65	TOHOシネマズ アミュプラザおおいた	10	1,764	大分県大分市
	66	TOHOシネマズ 光の森	9	1,777	熊本県菊陽町
	67	TOHOシネマズ はません	9	1,583	熊本県熊本市
	68	TOHOシネマズ 宇城	8	1,518	熊本県宇城市
	69	TOHOシネマズ 熊本サクラマチ	9	1,578	熊本県熊本市
	70	TOHOシネマズ 与次郎	10	1,984	鹿児島県鹿児島市
計			140	25,156	

(うち非シネコン 3スクリーン)

		劇場名	スクリーン数	座席数	所在地
共同 経営	71	札幌シネマフロンティア	12	2,705	北海道札幌市
	72	新宿バルト9	9	1,824	東京都新宿区
	73	大阪ステーションシティシネマ	12	2,564	大阪府大阪市
	74	TOHO シネマズ 西宮 OS	12	2,095	兵庫県西宮市
	75	広島バルト 11	11	1,782	広島県府中町
		計	56	10,970	
		合計	705	134,562	

(8) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比
社員	652 人	増減なし
定期契約社員	2 人	増減なし
パートアルバイト	5,669 人	10 人減
合計	6,323 人	10 人減

(注) 社員数には、他社からの受入出向者 6 名を含みます。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000 株
- (2) 発行済株式の総数 54,067 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主

株主名	持株数
東宝株式会社	54,067 株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日現在)

氏名	地位	重要な兼務の状況
市川 南	取締役会長	東宝株式会社 取締役専務執行役員
池田 隆之	代表取締役社長	東宝株式会社 上席執行役員
黒崎 徹也	専務取締役	
大垣 敦生	専務取締役	
小林 俊一	専務取締役	
小米 井誠一	常務取締役	
松浦 貞裕	取締役	
木田 直樹	取締役	
原田 至厚	取締役	
雨森 肇	取締役	
島谷 能成	取締役	東宝株式会社 代表取締役会長
太古 伸幸	取締役	東宝株式会社 取締役副社長執行役員
松岡 宏泰	取締役	東宝株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
加藤 陽則	監査役	東宝株式会社 上席執行役員

4. 会計監査人の状況

名称 有限責任監査法人トーマツ

事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書として記載すべき重要な事項はありません。

2025年2月期 計算書類

1. 貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,158,394	流動負債	16,641,411
現金及び預金	5,307,984	買掛金	7,993,103
売掛金	3,456,055	未払金	2,128,351
商品及び貯蔵品	239,240	未払法人税等	1,517,996
前払費用	601,917	未払費用	1,442,094
短期貸付金	51,115,915	契約負債	2,789,927
その他	514,155	預り金	247,461
貸倒引当金	(76,875)	賞与引当金	181,079
固定資産	32,626,583	その他	341,396
有形固定資産	17,557,862	固定負債	4,314,233
建物	10,723,514	資産除去債務	4,306,118
構築物	5,909	その他	8,115
機械及び装置	4,019,991	負債合計	20,955,644
工具器具備品	1,700,860	(純資産の部)	
リース資産(有形)	104,984	株主資本	72,788,118
建設仮勘定	1,002,602	資本金	2,330,010
無形固定資産	1,246,947	資本剰余金	2,668,976
ソフトウェア	1,010,632	資本準備金	560,010
その他	236,314	その他資本剰余金	2,108,966
投資その他の資産	13,821,773	利益剰余金	67,789,132
投資有価証券	80,110	利益準備金	22,492
長期前払費用	198,914	その他利益剰余金	67,766,639
繰延税金資産	2,812,333	繰越利益剰余金	67,766,639
敷金・保証金	10,730,414	評価・換算差額等	41,213
		その他有価証券評価差額金	41,213
資産合計	93,784,977	純資産合計	72,829,332
		負債・純資産合計	93,784,977

2. 損益計算書

(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		74,182,683
売上原価		31,169,986
売上総利益		43,012,697
販売費及び一般管理費		33,439,571
営業利益		9,573,126
営業外収益		
受取利息	69,184	
受取配当金	1,737	
システム導入支援金	10,000	
保険差益	468	
その他	6,120	87,510
営業外費用		
支払利息	103	
為替差損	306	410
経常利益		9,660,226
特別損失		
減損損失	1,139,431	1,139,431
税引前当期純利益		8,520,794
法人税、住民税及び事業税	2,928,298	
法人税等調整額	(277,076)	2,651,222
当期純利益		5,869,572

3. 株主資本等変動計算書

(自 2024 年 3 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日)

(単位 : 千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
2024年3月1日残高	2,330,010	560,010	2,108,966	2,668,976	22,492	65,144,537	65,167,029	70,166,016
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	(3,247,470)	(3,247,470)	(3,247,470)
当期純利益	—	—	—	—	—	5,869,572	5,869,572	5,869,572
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	2,622,102	2,622,102	2,622,102
2025年2月28日残高	2,330,010	560,010	2,108,966	2,668,976	22,492	67,766,639	67,789,132	72,788,118

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2024年3月1日残高	59,301	70,225,317
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	—	(3,247,470)
当期純利益	—	5,869,572
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	(18,087)	(18,087)
事業年度中の変動額合計	(18,087)	2,604,014
2025年2月28日残高	41,213	72,829,332

4. 個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物のうち東宝株式会社映画興行部より承継した1998年3月31日以前取得分で相当規模以上のもの(建物附属設備を除く)並びに1998年4月1日以降に取得したもの(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

期末従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業は、映画興行業務であり、映画館で映画を上映するとともに、飲食物やパンフレット等の販売を行っております。映画の上映は、劇場での映画鑑賞サービスを提供することが履行義務であり、当該サービス提供時点での収益を認識しております。なお、顧客の鑑賞回数等に応じて付与されるポイント制度については、映画の無料鑑賞等が可能なポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。また、飲食物やパンフレット等の販売取引は、顧客に商品を引渡すことが履行義務であり、引渡し時点での収益を認識しております。なお、パンフレット等の販売取引において、当社グループの役割が代理人に該当する取引は、収益を総額で認識せず、関連する費用を控除した純額を収益として認識しております。取引対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しております。

II 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は保有する固定資産等について減損損失 1,139,431 千円を計上しています。なお、当社の固定資産は 32,626,583 千円です。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社では、各劇場を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしています。減損の兆候があると認められる場合には資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額の見積額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、必要と判定された場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しています。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否を判定する際に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、興行収入が安定的に推移するという仮定のもと、劇場ごとの実績に基づいて見積もっています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローについては、他の将来の不確実な経済状況や市場価額の変動によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りより悪化した場合には、減損損失を計上する可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 商品及び貯蔵品の内訳

商品	213,163	千円
貯蔵品	26,077	千円
	37,774,254	千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		
3. 関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権	51,352,935	千円
長期金銭債権	—	千円
短期金銭債務	1,333,947	千円
長期金銭債務	—	千円

IV 損益計算書に関する注記

1. 特別損失の内容

減損損失

(単位:千円)

用途	映画劇場
所在地	福岡県福岡市博多区 他 2 件
建物及び構築物	982,437
機械及び装置	101,628
その他	55,365
計	1,139,431

当社は管理会計上の区分を基準に、原則として劇場単位でグルーピングを行っております。

これらの資産グループのうち、市場価格が著しく下落したものや営業活動から生ずる損益が継続してマイナスで、かつ、業績回復の見通しが立たないものについて、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損処理いたしました。

回収可能価額の測定は、使用価値を使用しております。なお、減損損失の対象とした資産グループについては、将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、使用価値は備忘価額をもって評価しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	686,124	千円
仕入高	13,552,944	千円
販売費及び一般管理費	2,660,066	千円
営業取引以外の取引による取引高	69,184	千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:株)

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	54,067	—	—	54,067

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の総額	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月16日 定時株主総会	普通株式	3,244,020	利益剰余金	60,000	2024年2月29日	2024年5月17日

②金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の帳簿価額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月1日 臨時株主総会	普通株式	関係会社株式	3,450	利益剰余金	63	2024年2月29日	2024年3月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の総額	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月21日 定時株主総会	普通株式	3,514,355	利益剰余金	65,000	2025年2月28日	2025年5月22日

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	98,522	千円
賞与引当金	55,446	千円
減価償却費	432,987	千円
減損損失	469,736	千円
資産除去債務	1,318,533	千円
その他	663,333	千円
繰延税金資産合計	3,038,560	

繰延税金負債

資産除去費用	208,038	千円
その他有価証券評価差額金	18,189	千円
繰延税金負債合計	226,227	千円
繰延税金資産の純額	2,812,333	千円

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については東宝株式会社からの借入によっております。なお、当社は東宝株式会社が導入しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参画しております。短期貸付金はCMSに係るものであり、預金と同様の性質を有するものであります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、与信債権管理規程に基づきリスク低減を図っております。

短期貸付金は、CMSによる東宝株式会社に対するものであり、信用リスクは低いものと認識しております。

親会社株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスク、信用リスク等に晒されております。当該リスクに対しては、グループ経理規程に基づき管理及び運用を行うとともに、定期的に時価等を把握しております。

敷金・保証金は、主に劇場建物の賃貸借契約に伴う敷金及び保証金であります。これらは、貸主の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、与信債権管理規程に基づきリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画表を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	5,307,984	5,307,984	-
(2) 売掛金 貸倒引当金	3,456,055 (4,838)		
	3,451,217	3,451,217	-
(3) 短期貸付金 貸倒引当金	51,115,915 (71,562)		
	51,044,353	51,044,353	-
(4) 投資有価証券	80,110	80,110	-
(5) 敷金・保証金	10,730,414	10,036,717	(693,697)
資産計	70,614,081	69,920,383	(693,697)
(1) 買掛金	(7,993,103)	(7,993,103)	-
負債計	(7,993,103)	(7,993,103)	-

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。また、当社が保有している投資有価証券はその他有価証券のみであり、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	20,707	80,110	59,402
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		20,707	80,110	59,402

(5) 敷金・保証金

敷金・保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りにより割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高
親会社	東宝(株)	被所有 直接 100%	映画の配給 資産の貸借 資金の貸付 役員の兼任	映画上映権の購入(注1) 建物の賃借(注1) 資金の貸付 利息の受取(注2)	13,552,944 2,093,255 (1,209,052) 69,184	買掛金 未払費用 短期貸付金	1,332,309 76,254 51,115,915

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 映画上映権の購入及び建物の賃借については、取引実勢を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注 2) 資金の貸付はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額については純額で表示しております。

(注 3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 兄弟会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
親会社の子会社	東宝 東和(株)	なし	映画の配給	映画上映権の購入(注1)	1,241,540	買掛金	1,009,827

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 映画上映権の購入については、取引実勢を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。

(注 2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

IX 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額	1,347,020.04	円
(2) 一株当たり当期純利益	108,561.09	円

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	11,929,783	971,517	1,025,839 (982,437)	1,151,946	10,723,514	21,367,923	32,091,438
	構築物	7,792	—	—	1,882	5,909	818,425	824,335
	機械及び装置	3,433,434	1,543,255	152,589 (101,628)	804,109	4,019,991	6,202,024	10,222,015
	工具器具備品	1,724,848	854,744	44,411 (43,167)	834,321	1,700,860	9,351,221	11,052,081
	リース資産	118,698	—	—	13,714	104,984	34,660	139,644
	建設仮勘定	116,514	921,015	34,927 —	—	1,002,602	—	1,002,602
	計	17,331,071	4,290,533	1,257,767 (1,127,234)	2,805,975	17,557,862	37,774,254	55,332,117
無形固定資産	ソフトウェア	1,053,859	299,804	19,005 (833)	324,025	1,010,632	/	/
	その他の無形固定資産	12,176	228,405	4,213 —	53	236,314		
	計	1,066,036	528,209	23,218 (833)	324,079	1,246,947		

(注) 1. 当期増加額の主な内容は次のとおりです。

建物	空調機更新工事	453,816
	劇場照明 L E D 化工事	170,870
	本社オフィス移転工事	120,228

機械及び装置	デジタル映写機更新	1,422,542
	劇場内スピーカー更新	44,600
	S C R E E N X 導入	35,649

工具器具備品	ルーター機器更新	148,788
	本社オフィス移転	96,745
	特殊席導入	95,189
	I C E E 導入	42,346

建設仮勘定	新設予定映画館（名古屋栄）	397,303
	新設予定映画館（大井町）	208,580
	I M A X 導入	233,698

ソフトウェア	モバイル・セルフオーダー導入	108,984
--------	----------------	---------

2. 当期減少額の主な内容は次のとおりです。

建物	除却	43,401
	減損損失	982,437
構築物	減損損失	0
機械及び装置	除却	50,468
	減損損失	101,628
工具器具備品	除却	1,243
	減損損失	43,167

3. 「当期減少額」欄の()は内数で当期の減損損失計上額です。

2. 引当金の明細

(単位:千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	79,868	76,875	-	79,868	76,875
賞 与 引 当 金	168,921	181,079	168,921	-	181,079

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による取崩額です。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科 目	金 額	摘要
宣 伝 費	155,395	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	(2,993)	
役 員 報 酬	136,011	
給 料 手 当	8,960,016	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	181,079	
業 務 委 託 料	172,425	
福 利 厚 生 費	1,374,514	
旅 費 交 通 費	172,439	
通 信 運 搬 費	563,590	
消 耗 品 費	418,673	
租 税 公 課	752,563	
諸 会 費	36,906	
交 際 費	18,029	
家 貸 借 地 料	10,491,204	
リ 一 ス 料	84,262	
保 險 料	58,529	
修 理 費	343,638	
水 道 光 熱 費	2,408,674	
減 価 償 却 費	3,130,054	
保 守 清 掃 料	2,278,098	
そ の 他	1,706,457	
計	33,439,571	

独立監査人の監査報告書

2025年4月10日

TOHOシネマズ株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐 光 康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 泰 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOHOシネマズ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2024年3月1日から2025年2月28日までの第29期事業年度の取締役の職務執行の監査について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムを含む）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月23日

TOHOシネマズ株式会社

監査役 加藤陽則